

リレーショナルデータベースの著作権侵害の成否

【文 献 種 別】 判決／知的財産高等裁判所

【裁判年月日】 平成 28 年 1 月 19 日

【事 件 番 号】 平成 26 年（ネ）第 10038 号

【事 件 名】 著作権侵害差止請求控訴事件

【裁 判 結 果】 一部認容、一部変更

【参 照 法 令】 著作権法 2 条 1 項 1 号・12 条の 2・21 条・27 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25447737

事実の概要

旧 X 社（後に X 社に吸収合併）は、訴外 A 社からの営業譲渡に伴い、旅行者向けシステム（以下、X システムという）に含まれるデータベース（以下、XDB という）に関する著作権等の譲渡を受けた。X システムは、国内旅行の旅行行程表、見積書作成のために必要な観光施設、宿泊施設、道路、時刻表などの各種データをデータベース化し、パソコンを用いて効率よく行程表、見積書等を作成するための旅行者用システムである。XDB は、いわゆるリレーショナルデータベースであり、42 個のマスターテーブル、405 個のフィールド項目からなり、①出発地、経由地、目的地に面した道路に関するデータの検索のための体系的構成、②道路を利用した移動に関する経路探索・料金の算出のための体系的構成、③ホテル・旅館、観光施設に関する情報の検索するための体系的構成、④会社を特定して行う公共交通機関を利用した経路探索のための体系的構成、⑤道路と地図を関連付けて行う地図からの検索、道路地点、ホテル・旅館、観光施設、駅について市区町村、地区・県名からの検索を行うための体系的構成（以下、それぞれ体系的構成①～⑤という）が構築されている。

Y₂～Y₆は、旧 X 社の元社員であり、X システムの開発、販売等の営業を担当していたが、旧 X 社を退職後、Y₁（Y 社の代表取締役）と共に、Y 社を設立又は Y 社に入社した（以下、Y 社、Y₁～Y₆をまとめて Y 社という）。Y 社は、旅行者向けシステム「旅 ensPro」（以下、Y システムという）を開発し、販売した。Y システムには、検索及び行程作成業務用データベース（以下、YDB という）。YDB は、Y システムのバージョンアップに伴い

変更が加えられているため、以下、それぞれ、当初版、2006 年版、現行版、新版という）が含まれている。X は、YDB の複製、頒布、公衆送信等が、XDB の著作権を侵害するとして、YDB の複製、頒布、公衆送信等の差止め及び損害賠償等を請求した。

原審（東京地判平 26・3・14 平成 21（ワ）16019 号）は、XDB は、上記体系的構成と情報の選択に創作性が認められ、データベースの著作物に該当すると認定し、YDB の当初版・2006 年版、現行版は XDB の複製物に当たるとしたが、新版については、複数の新たなテーブルの追加、一致するテーブルにおけるフィールドの構成やリレーションのとり方の変更、収録されたレコード数の増加により、XDB と共通性を有する部分があるとしても、新版の全体の中から見れば、もはや XDB の表現の本質的な特徴を直接感得することができなくなっているとして侵害を否定した。X、Y が控訴。

判決の要旨

控訴審は、当初版・2006 年版、現行版について、原審同様、複製権侵害を肯定し、新版に関しては、以下のとおり、翻案権侵害の成立を認めた。

1 リレーショナルデータベースの創作性について

「情報の選択又は体系的構成について選択の幅が存在し、特定のデータベースにおける情報の選択又は体系的構成に制作者の何らかの個性が表れていれば、その制作過程において制作者の思想又は感情が移入され、その思想又は感情を創作的に表現したものとして、当該データベースは情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するもの

と認めてよいものと解される。……リレーショナルデータベースにおける体系的構成の創作性を判断するに当たっては、……テーブルの内容（種類及び数）、各テーブルに存在するフィールド項目の内容（種類及び数）、どのテーブルとどのテーブルをどのようなフィールド項目を用いてリレーション関係を持たせるかなどの複数のテーブル間の関連付け（リレーション）の態様等によって体系的構成が構築されていることを考慮する必要がある……。また、……一般に、各テーブル内に格納されるデータの無駄な重複を減らし、検索効率を高めるため、……テーブル内に格納されているデータの更新を行う際にデータ間に不整合が起こらないようにするために、……正規化が行われており、その正規化の程度にも段階があることから、正規化がもたらす意義や正規化の程度についても考慮する必要がある」。

2 複製・翻案の判断手法について

「リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部分を分割して利用することが可能であり、また、テーブル又は各テーブル内のフィールドを追加したり、テーブル又はフィールドを削除した場合であっても、既存のデータベースの検索機能は当然に失われるものではなく、その検索のための体系的構成の全部又は一部が維持されていると評価できる場合があり得る……。

……YDB が XDB を複製ないし翻案したものといえるかどうかについては、まず、YDB において、XDB のテーブル、各テーブル内のフィールド及び格納されている具体的な情報（データ）と共通する部分があるかどうかを認定し、次に、その共通部分について XDB は情報の選択又は体系的構成によって創作性を有するかどうかを判断し、さらに、創作性を有すると認められる場合には、YDB において XDB の共通部分の情報の選択又は体系的構成の本質的な特徴を認識可能であるかどうかを判断」すべきである。

3 侵害の成否について

(1) 体系的構成について

①両者の共通点と XDB の創作的表現との関係

新版には、体系的構成①②③⑤に係る検索ができることから、体系的構成①②③⑤が存在すると認め、「(①②③⑤の各) 体系的構成は、XDB の制作者において、それまでのデータベースにはなかった設計思想に基づき構成した XDB の創作活

動の成果であり、依然としてその部分のみでデータベースとして機能し得る膨大な規模の情報分類体系であると認められ、データベース制作者の個性が表現されたものといえることができる」。

② YDB 新版における本質的特徴の直接感得性

新版では、体系的構成④に変化が生じているほか、新たに追加された複数のテーブルが存在することや、XDB と共通性があるテーブル内に新たに設置されたフィールド及びこれに伴うリレーションの変化が存在すること等を指摘し、新版には、体系的構成の点で新たな創作的表現が付加されていると判断した。

「しかしながら、……体系的構成④に係る上記の変化は、それ以外の体系的構成①ないし③及び⑤の同一性を失わせるものではなく、「新版に新たに付け加えられたテーブル並びにこれに関連するフィールド及びリレーションは、……あくまでも体系的構成①ないし③及び⑤の存在を前提に、検索の利便性をさらに向上させるものと位置付けられるものであるから、それによって体系的構成①ないし③及び⑤の同一性が失われたということとはできない」と述べ、新版に新たに付け加えられた体系的構成の部分が創作性を有するとしても、新版において XDB の本質的な特徴を直接感得できると判断した。

(2) 情報の選択について

新版の「地点マスタ」テーブルの 2 万 3,213 件のレコードのうち、1 万 1,872 件は、XDB の「地名マスタ」のレコードと道路地点において一致するとし、「旅行者向けのデータベースにおいては、道路地点についての情報の選択に当たって特定の道路地点を選ぶことに制作者の創作性の発揮があるというべきであり、それらが一致する以上は、「XDB の共通部分の情報の選択における本質的な特徴を直接感得することができる」。

「他方、上記共通部分を除く新版のデータベースとしての情報の選択については、Y による新たな創作的表現が付け加わっているものと容易に認めることができるから、新版は、データベースの情報の選択において、XDB の翻案物に当たる」。

判例の解説

一 本件の意義

本件では、Y が当初版の作成にあたって

XDBから複数のテーブルをコピーしたことを争っており、類似性の有無が主要な争点となった。データベース著作物の侵害に関する裁判例はいまだ少なく、また、各改良段階ごとの類似性判断が示された点で、本件には事例的価値が認められる。

なお、翻案権の侵害基準については、江差追分事件最高裁判決（最判平13・6・28民集55巻4号837頁）がいう「本質的特徴の直接感得性」の意義に関して解釈が分かれており¹⁾、判決の要旨2の後半部分は、全体比較論（直接感得性要件に独自の意義を見出し、原告の創作的表現が維持されていても、それが被告著作物の「全体」においてわずかであるために、被告著作物から感得することができない場合には、侵害が否定されるとする解釈）の立場をとっているように読める。しかし、原審が同様の一般論に基づいて類似性を否定したのに対し、控訴審は類似性を肯定しており、後述するあてはめでの説示において、全体に占める共通部分の割合を問題としていないことから、翻案の判断基準の一般論として全体比較論を採用したと解することは困難であろう²⁾。むしろ、本件は、その前提となる創作的表現の同一性の認定に関する判断が結論を決定付けていると思われ³⁾、以下に見るように、類似性の判断対象とする単位（まとまり）の確定という問題を提起した点に特徴がある。

二 データベースの創作的表現と類似性

1 データベースの創作的表現は、情報の選択又は体系的な構成に認められる（12条の2第1項）。データベースに関する従来の裁判例⁴⁾では、創作性について高いレベルは必要とされており、誰が創作しても同様となるようなありふれたものではないという程度でよいと解されており⁵⁾、本件も同様の基準に基づき創作性が肯定された。

2 リレーショナルデータベースの類似性判断においては、基本的に、テーブル、フィールド等の数や内容の一致・不一致の程度、リレーションの取り方の一致・不一致の程度等が考慮される。本件は、両者のテーブル等に違いがある場合であっても、その違いが、単に、XDBにすでに格納された情報に付随する情報を格納するためや、テーブル管理の正規化のために生じている場合には、両者のテーブル等は実質的に一致すると認定

している。体系的構成の創作性に実質的に影響を与える違いかどうかを詳細に検討している点で、適切といえよう。

YDBの当初版から現行版までは、テーブルのほとんどが、実質的にXDBのテーブルと一致し、フィールド項目の一致率も高く、共通するテーブルにおけるリレーションのとり方もほぼ共通していたと認定されたことから、原審・控訴審のいずれにおいても類似性が肯定された。

他方、新版に関して、原審は、前述の改変により、新版「全体」からはXDBの表現の本質的な特徴を直接感得できないとした。これに対し、控訴審は、「リレーショナルデータベースにおいては、データベースの一部分を分割して利用することが可能」とし、あてはめにおいても、共通部分がデータベースとしてのまとまりを有する場合は、これが新版全体に占める割合の大小は、本質的な特徴の同一性の判断を直接左右するものではないと付言して、類似性を肯定した。

三 類似性判断に関する検討

1 一般に、利用された部分が原告著作物の一部にすぎない場合でも、その部分が原告著作物の創作的表現といえる場合には、類似性は肯定される⁶⁾。しかし、編集物・データベースの場合、相当数の情報が共通していても、被告が原告とは異なる選択方針・配列方針に基づき、さらに多く情報を収録した（又は削除した）場合などは、選択・配列の創作性は維持されていないと考えられるため、両著作物全体を比較して類似性を判断する必要もあろう。そのため、編集物・データベースにおいては、いかなる範囲を対象として類似性を判断すべきかが問題となる。

判旨は、複製権侵害に関しては、一般著作物と同様に、両者の共通部分のみに着目した類似性判断を示し⁷⁾、翻案権侵害に関しても、少なくともあてはめにおいては、共通部分が全体に占める割合の大小は、その判断に影響しないとした。もっとも、裁判所は、リレーショナルデータベースの特性として、一部分を分割して利用することが可能であることに言及しており、共通部分のみに着目した判断手法は、当該部分がデータベースとしての実態を有する「まとまり」として評価できることを前提としていることに留意すべきであろう。

2 まず、体系的構成について、本件は、XDBの体系的構成①ないし③及び⑤が、YDBの新版において同一性を失われずに維持されているとして、類似性を肯定した。

もっとも、新版では、体系的構成④が大きく異なっていることに加え、XDBにない多数のテーブル（及び関連するフィールド、リレーション）が付加されている。これにより、新版の中では、共通部分が、独立の「まとまり」として認識できなくなっている可能性がある。この点について、裁判所は、新しく付加されたテーブル等は、「体系的構成①ないし③及び⑤の存在を前提に、検索の利便性をさらに向上させるものと位置づけられる」として、構成方針や構成の主要部分に変化を与える性質のものではないと評価した。この説示から、裁判所は、一部の共通部分により類似性を肯定するには、原告データベースにおいてだけでなく、被告データベースにおいても、共通部分がデータベースとしての実体を有する「まとまり」と評価できることを前提としていると解すべきであろう。仮に、被告データベースにおいて、共通部分が他の要素と溶け込んで存在し、「まとまり」として認識できない場合には、体系的構成の類似性を認めることは困難と思われる。

3 なお、情報の選択については、代表道路地点に関するテーブルに着目し、新版の該当テーブルに収録されたレコードの半数余りがXDBの該当テーブルのレコードと一致することを理由に、類似性が肯定された。XDBのテーブルに収録された道路地点（1万2,822件）は、大型バスの移動に必要な地点情報に絞って選択がされており、既存の自動車ルート of 検索システム等で採用される道路地点とは異なる選択がなされているとして創作性が認められている。当該テーブルに収録された情報は、両データベース全体の情報数から見れば、わずかなものに過ぎないが、一定の方針に基づく完結した選択がなされていることから、これを類似性判断の基準となる「まとまり」と解することは許容されよう。もっとも、対応する新版のテーブルには、共通する情報とほぼ同数の異なる情報もあわせて収録されていることを考慮すると、本件の結論には疑問も残る⁸⁾。

四 残された問題

本件は、データベースとしての実態を有する「まとまり」を単位として、データベースについても一部分の共通に基づく類似性判断を認めたが、今後は、特に体系的構成に関して、どのような場合に「まとまり」と評価できるかについての検討や判断の蓄積が求められよう。

また、本件では、体系的構成と情報の選択を区別して類似性が検討された。本件事案では結論に影響しないと思われるが、編集方法自体は保護しないという原則からは、体系的構成の類似性判断において、そこに収録されている情報の同一性の多寡も含めて検討する必要性についても論点となる⁹⁾。

● 注

- 1) 本論点に関しては、さしあたり、高部真規子「判例からみた翻案の判断手法」著研34号（2008年）4頁、駒田泰士「複製または翻案における全体比較論への疑問」野村豊弘＝牧野秋編『現代社会と著作権法（齊藤博先生御退職記念論集）』（弘文堂、2008年）304頁、横山久芳「翻案権侵害の判断構造」同281頁等を参照。
- 2) 高瀬亜富「本件判批」コピライト664号（2016年）40頁。その他、本件の評釈として、野口明生・パテント70巻5号（2017年）56頁、丁木杰・知的財産政策学研究50号（2018年）371頁がある。
- 3) なお、原審も、創作的表現が維持されていないか、維持されているとしても、YDB全体から見れば直接感得できないと述べており、必ずしも、全体比較論に基づいたと理解できるものではない。
- 4) 東京地判平12・3・17判時1714号128頁、東京地中間判平14・2・21平成12（ワ）9426号等参照。
- 5) 学説の多くも同様の理解を示す（高林龍『標準著作権法〔第3版〕』（有斐閣、2016年）94頁、島並良＝上野達弘＝横山久芳『著作権法入門〔第2版〕』（有斐閣、2016年）67頁、69頁等参照）。
- 6) 中山信弘『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2014年）594頁。
- 7) 同様の判断手法を採用した裁判例として、前掲注4）東京地中間判平14・2・21平成12（ワ）9426号。
- 8) なお、データベース開発のインセンティブ付与のため、創作投資の流用を禁止すべきとの観点から、本件の結論を評価し得るかもしれないが（高瀬・前掲注2）45頁）、著作権法による解決を図ることには、保護範囲や保護期間の問題から慎重であるべきであろう（田村善之『著作権法〔第2版〕』（有斐閣、2001年）27～28頁等参照）。
- 9) 高林・前掲注5）90頁も参照。